

令和7年度漁業動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

子どもたちが「下関の漁業」に興味を持つきっかけとなるよう、地域ごとに異なる特徴を持つ「下関の漁業」を紹介・PRする動画を制作し、次世代の漁業担い手確保に向けた土台づくりを目的とする。

なお、制作した動画は、市ホームページにおいて公開するとともに、小学校の授業や児童の自主学習（動画で調べる学習）など、市内小学生のICT教育において活用することを想定している。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度漁業動画制作業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙「令和7年度漁業動画制作業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり

3 見積り限度額

5,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 日程

内 容	日 程
プロポーザル実施の公告日	令和7年4月7日（月）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年4月22日（火）17時必着
プロポーザル参加資格審査結果通知	令和7年4月25日（金）
質問の受付期間	令和7年4月7日（月）から 令和7年4月17日（木）まで
質問に対する回答	令和7年4月21日（月）
提案書等提出期限	令和7年5月13日（火）17時必着
プレゼンテーション	令和7年5月16日（金）

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日からプレゼンテーションの日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。
- (5) 「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」に登録がある市内事業者（準市内1含む）であること。

6 参加申込手続

- (1) 提出書類 参加申込書（様式1）
- (2) 提出方法 電子メール
※提出書類について必要事項を入力の上、PDF化し、電子メールにより送付すること。
- (3) 提出期限 令和7年4月22日（火） 17時必着
- (4) 提出先 下関市農林水産振興部水産振興課
- (5) 参加資格審査の結果通知
 - ア 通知日 令和7年4月25日（金）
※参加申出書を提出したにもかかわらず参加資格審査の結果通知が届かない場合は、令和7年4月28日（月）正午までに電話で確認すること。
 - イ 通知方法 電子メール
 - ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとする。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問
 - ア 提出様式 質問書（様式2）のとおり
 - イ 提出方法 電子メール ※送付後に電話連絡すること。
 - ウ 受付期間 令和7年4月7日（月）から令和7年4月17日（木）まで
 - エ 提出先 下関市農林水産振興部水産振興課
- (2) 回答
 - ア 回答方法 本市公式ウェブサイトにて質問回答一覧を公開
 - イ 回答日 令和7年4月21日（月）

8 提案書類の提出

- (1) 提出書類 提案書（任意様式） ※提案は1者につき1案とする。
- (2) 提出部数 正本1部、副本8部

(3) 提出期限 令和7年5月13日(火) 17時必着

(4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。提案書受付後の差し替え、追加及び修正は原則認めないものとする。

また、期限までに提案書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

(5) 提案書の作成方法

別添「業務仕様書」を踏まえ、視覚的に見やすいものとするほか、以下の項目について記載すること。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

ア 提案者概要（正本のみに添付すること）

企画提案者の名称、所在地、代表者の氏名、社員数、提案担当者の所属、役職、氏名、連絡先を記載すること。また、副本は事業者名やロゴなど事業者が特定できる記載がないものとする。

イ 業務の実施方針について

提案事業への実施方針、実施計画、実施体制などを具体的に記載すること。なお、業務の一部を再委託する場合は、実施体制に再委託の内容及び再委託を行う理由を記載すること。

ウ 提案内容について

別添「令和7年度漁業動画制作業務公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）を参照し、漁業動画のテーマごとに各項目に即した提案内容を具体的に記載すること。また、適宜絵コンテなどを活用し、審査員にコンセプトやイメージが伝わるものを示すこと。

エ 提案金額

提案金額には、総合計（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載すること。なお、一式表現ではなく、具体的に内訳及び積算内容等を明示すること。

オ 業務実績

同種業務について、過去3年間（令和4年度～令和6年度）の業務実績（発注者、業務名、履行期間、業務概要）があれば記載すること。

(6) 提出先 下関市農林水産振興部水産振興課

(7) その他

ア 用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表等についてはA3版で折り込みも可とする。なお、枚数の制限は設けない。

イ 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

ウ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は企画提案者が負う。

9 審査方法

(1) 評価基準

別添「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日 程 令和7年5月16日(金)

(時間等の詳細については別途通知する。)

イ 実施場所 下関市勤労福祉会館(下関市幸町8-16)

ウ 出席者 4名以内

エ 実施時間 40分以内(質疑応答10分含む)

オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・電源

※上記以外は、企画提案者の負担において用意すること。

カ その他

プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とする。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置するプロポーザル審査委員会の各委員が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

イ 失格者を除き、各委員の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「提案内容」の項目における各委員の評価点の合計が高い者を候補者として選定する。

エ 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施する。

オ 総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

カ その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

(ウ) 本実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (エ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (オ) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (カ) 提案金額が、見積り限度額を超過した場合
- (キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書によりメールにて通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市公式ウェブサイト（[しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報](#)）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の様等について交渉を行った上で、再度、見積書を徴取し、見積合せ後に契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を受けたときは本業務の一部を再委託できるものとする。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (4) 契約を締結しようとする際に、受託者は契約金額の100分の10を契約保証金として納付しなければならない。ただし、下関市契約規則第30条各号に該当する場合はこれを免除する。なお、契約保証金は、契約が履行された後に還付する。

12 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については契約締結後に開示するものとする。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出後の訂正、差替は、市から指示があった場合を除き認めない。
- ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合であっても、本プロポーザルは実施する。

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 提出・問い合わせ先

下関市農林水産振興部水産振興課（担当：塩崎）

〒750-0005 下関市唐戸町4-1カラトピア4階

Tel：083-231-1240 Fax：083-233-1399

E-mail：sgsuisan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要領は、令和7年4月7日（月）から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。